電力供給共通仕様書

１．概　要

（１）件名

北九州市立医療センター及び北九州市立八幡病院電力供給

（２）需要場所

別紙に掲げる施設及びこれに附属する施設

２．仕　様

（１）予定契約電力及び予定使用電力量

需要場所ごとの予定契約電力、使用電力量は別紙に掲げるとおり

（２）受給期間

令和９年４月１日０：００から令和１０年３月３１日２４：００まで（１年）

（３）需給地点

需給場所における第一開閉器の電源側接続地点

（４）電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

（５）保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

（６）供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

（７）検針日及び計量日

ア　検針は毎月１日午前０時０分に原則として実施するものとする。

イ　計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、１kWhとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

３．電気料金の算定方法等

（１）電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

単価固定型契約

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－６を合計して得た金額とする。

①－１　基本料金

契約期間中は月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。　また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２　電力量料金

契約期間中は月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３　燃料費等調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者であった小売電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。 契約期間中に燃料費調整単価の変更に関する改定が発生する場合、事前に別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料調整費を請求しない場合は本項目は除外とする。

①－４　容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。 なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更にあたっては燃料費調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

①－５　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者であった小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

①－６　国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、 国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

（２）電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金、３０分値が確認できるＷＥＢページの提供及び、ＷＥＢページへアクセスするためのＩＤ、パスワードを発行すること。

（３）電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからイまでに掲げるところにより行うものとする。

ア　受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ　受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、紙面または電子メールに添付する方法、または発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。なお、紙面発行に費用が掛かる場合は入札金額に含めること。

４．入札金額算出方法

単価固定型契約

① 基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

② 従量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。

③ 環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④ 燃料調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用すること。

⑤ 容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。契約期間が４月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

⑥ 託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦ 入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

⑧ 力率は100％とする。

５．受注者の留意事項

（１）　検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

（２）　緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

（３）　使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

（４）　重要事項

受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア　該当地域の送配電事業者定める託送料金、損失率のみな直し、年度をまたぐ契約においては容量拠出金の負担額変更、もしくは制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ　アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

（５）　供給責任

電気事業法第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

（６）支払方法

発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から起算して３０日以内に電気料金を支払うものとする。ただし、受注者の供給条件に支払期日の定めがある場合は、その定めにより電気料金を支払うものとする。

（７）　その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者であった小売電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

以　上